

警察スクールサポーター運用要領の制定について

(平成18年3月6日)
(栃生企第6号、栃務第3号)

子どもを犯罪から守るための対策については、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領の制定について」(平成17年6月22日付け栃生企第7号ほか例規通達)に従って各種取組みを推進しているところであるが、依然として子どもを対象とした凶悪犯罪あるいは、その前兆事案である声かけ事案等が発生し、県民の治安に対する不安感を高める大きな要因となっている。

このため、学校、地域、防犯ボランティア団体等との連携により、更なる子どもの安全確保を図るため、別添のとおり警察スクールサポーター運用要領を制定し、平成18年4月1日から実施することとしたから、その効果的運用に努められたい。

別添

警察スクールサポーター運用要領

第1 制定の趣旨

- 1 この要領は、警察スクールサポーター(以下「スクールサポーター」という。)の適正かつ効果的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 スクールサポーターの運用は、非常勤嘱託員設置要綱の制定について(昭和53年3月31日付け栃務第552号例規通達)によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 身分、任用等

スクールサポーターの任命、解任、報酬、その他勤務条件等は、非常勤嘱託員設置要綱の制定についての規定を準用する。

第3 担当事務

スクールサポーターは、次の事務を行うものとする。

なお、各職務の詳細については、別表に定めるスクールサポーターの具体的な活動要領のとおりとする。

- 1 防犯教室及び防犯訓練の実施
- 2 小学校が実施する地域安全マップ作成への支援
- 3 小学校及び中学校と警察との連携が必要となる問題への一時的な支援
- 4 子どもの安全確保に必要な情報の収集
- 5 スクールガード・リーダーとの情報交換
- 6 放課後児童クラブに対する防犯指導
- 7 安全パトロールの実施
- 8 その他警察署長の命ずる事項

第4 勤務時間等

スクールサポーターの勤務日及び勤務時間は次のとおりとする。

1 勤務日

警察署長は、スクールサポーターの勤務日を業務の実態に応じ指定するものとする。また、週休日は勤務を割り振らない日とする。

警察署長は、必要に応じ週休日に勤務を命じることができる。この場合は、週休日を振り替えるものとする。

2 勤務時間

警察署長は、スクールサポーターの勤務開始及び終了時刻を午前7時から午後10時までの範囲で、業務の実態に応じ割り振るものとする。

第5 勤務場所

スクールサポーターは、警察署の生活安全課において勤務するものとする。

第6 服務

スクールサポーターの服務については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第30条及び第32条から第38条並びに栃木県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令(平成12年栃木県警察本部訓令乙第37号)第2条から第7条までの規定を準用する。

第7 スクールサポーターの学校への派遣

- 1 スクールサポーターを学校に派遣する場合は、学校の要請に基づき派遣するものとする。
- 2 警察署長は、子どもの安全確保及び少年非行情勢等から、小学校及び中学校と警察との連携が必要となる問題に対する継続的支援の必要性を認知し、又は特定の学校からスクールサポーターの継続的派遣要請に関する相談を受けたときは、学校の意向を確認するなどの必要な措置を講じた上、生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)と協議し、当該学校に対するスクールサポーターの派遣を決定するものとする。
- 4 スクールサポーターは、警察署長の指示を受け、学校関係者と十分協議し、学校関係者の理解と協力を得た上、その意向を尊重して支援を進めなければならない。

第8 警察署長の措置

警察署長は、スクールサポーターの事務が円滑に推進できるよう、市町村、教育委員会、学校、防犯ボランティア団体等に対する協力要請を行うなど、効果的な活動に必要な措置を講ずるものとする。

第9 報告

- 1 スクールサポーターは、勤務の開始時に生活安全課長等を経由して警察署長に勤務開始の報告をすること。
- 2 スクールサポーターは、勤務日の取扱事項を活動状況報告書(別記様式第1号)に記載し、勤務終了後、生活安全課長等を経由して警察署長に報告すること。
- 3 警察署長は、スクールサポーターの活動好事例を活動事例報告書(別記様式第2号)に記載し、その都度、生活安全企画課長に報告すること。
- 4 警察署長は、各月ごとの活動結果を活動月報(別記様式第3号)に記載し、翌月5日までに生活安全企画課長に報告すること。

第10 警察スクールサポーター証

スクールサポーターは、身分を証するために警察スクールサポーター証(別記様式第4号)を携帯し、身分提示の請求があったときは、これを提示するものとする。